

ミャンマー ビジネスサポートデスク短信

2025年12月1日

ミャンマービジネスサポートデスク 西垣 充

「ミャンマー総選挙と在留資格の行方～日米の対応と現地の最新動向～」

米国政府は、ミャンマーは12月に総選挙が予定されるなど状況が改善しており国民が安全に帰国できるとして、これまでミャンマー人に対して認めてきた米国内での一時的な滞在資格を終了すると発表しました。2021年2月1日に発生したクーデター以降、米国政府は避難が必要な人を対象に「一時保護資格(TPS)」を付与し、一定条件を満たすミャンマー人に滞在や就労を特例的に認めてきましたが、その有効期限の満了に伴い、今回の終了を決定したものです。

一方、日本政府は、クーデター後のミャンマー情勢の不安定化を理由に、本邦での在留を希望するミャンマー人に対し、緊急避難措置として、在留や就労を認める「特定活動」を条件付きで付与しています。しかし、この措置が誤用・濫用されている事例が見受けられることから、2024年10月1日以降、在留資格「技能実習」で在留するミャンマー人のうち、技能実習を修了せずに緊急避難措置に基づく「特定活動」への在留資格変更を希望する者について、その取扱いを変更するなどの対策を講じてきました。

2025年6月末時点では、在日ミャンマー人は16万人を超え、そのうち約2割が「特定活動」の在留資格で滞在しています。今回の米国政府の決定を受け、日本の「特定活動」の取扱いが今後どのように変化するのか注視が必要です。

ミャンマー総選挙が行われる日程について、第一回選挙は2025年12月28日、第二回が2026年1月11日と発表されています。また、11月10日にミャンマー政府報道官は、第三回は1月28日になる予定と発言しました。一方、期日前投票は実施が進んでおり、11月17日～21日には、登録住所とは異なる地域の教育機関に通う、選挙権をもった学生に対して行われたようです。大学にて期日前投票を行った生徒の話では、授業中に選挙管理人が来て該当者が投票を行ったとのことでした。10月28日から選挙運動が始まっていますが、ヤンゴン市内では特に街頭演説などは見られず、一部政党の選挙人ポスターを見る限りとなっています。

なお、選挙日程は発表されていますが、治安上の理由からか、投票場所はまだ正式に発表されていません。

以上